

給付上限相当額に達する給料月額(標準報酬月額)

<育児休業手当金>

(単位:円)

対象期間	給料月額(標準報酬月額)の下限額 (この金額以上が追加給付の対象となる)		
平成17年4月1日～平成17年7月31日	給料月額	346,390	
平成17年8月1日～平成18年7月31日	給料月額	339,570	
平成18年8月1日～平成19年7月31日	給料月額	340,890	
平成19年8月1日～平成20年7月31日	給料月額	339,350	
平成20年8月1日～平成21年7月31日	給料月額	337,370	
平成21年8月1日～平成22年7月31日	給料月額	335,610	
平成22年8月1日～平成23年7月31日	給料月額	327,690	
平成23年8月1日～平成26年7月31日	給料月額	追加給付なし	
平成26年8月1日～平成27年7月31日	給料月額	340,890	
平成27年8月1日～平成28年7月31日	給料月額	341,110	※
平成27年10月1日～平成28年7月31日	標準報酬月額	440,000	※
平成28年8月1日～平成29年7月31日	標準報酬月額	440,000	
平成29年8月1日～平成31年2月28日	標準報酬月額	470,000	

※ 平成27年10月1日～平成28年7月31日の期間については、給料月額又は標準報酬月額のいずれかで手当金が支給されています。

<介護休業手当金>

(単位:円)

対象期間	給料月額(標準報酬月額)の下限額 (この金額以上が追加給付の対象となる)		
		給付率40%	給付率67%
平成17年4月1日～平成17年7月31日	給料月額	346,390	—
平成17年8月1日～平成18年7月31日	給料月額	339,570	—
平成18年8月1日～平成19年7月31日	給料月額	340,890	—
平成19年8月1日～平成20年7月31日	給料月額	339,350	—
平成20年8月1日～平成21年7月31日	給料月額	337,370	—
平成21年8月1日～平成22年7月31日	給料月額	335,610	—
平成22年8月1日～平成23年7月31日	給料月額	327,690	—
平成23年8月1日～平成26年7月31日	給料月額	追加給付なし	—
平成26年8月1日～平成27年7月31日	給料月額	340,890	—
平成27年8月1日～平成28年7月31日	給料月額	341,110	—
平成27年10月1日～平成28年7月31日	標準報酬月額	440,000	—
平成28年8月1日～平成29年7月31日	標準報酬月額	440,000	470,000
平成29年8月1日～平成31年2月28日	標準報酬月額	—	500,000

※
※

※ 平成27年10月1日～平成28年7月31日の期間については、給料月額又は標準報酬月額のいずれかで手当金が支給されています。